

## 家屋からの落雪事故にご注意ください！



～屋根の雪など除雪作業の安全対策について～

屋根の雪下ろしの際は落下事故の危険が伴います。安全ベルトの装着など安全対策の徹底が大切です。

- ▼**屋根の雪や氷、つらら**が道路に落ちるような建物には、落雪などによって事故が発生しないように丈夫な雪のすべり止めなどを付けるようにしてください。
- ▼**雪のすべり止め**を付けていても、強さが足りなかったり針金などが古くなりさび付いていると、壊れて落ちることがありますので、雪が多くなる前に必ず点検し、悪いところがあれば早く修繕するようにしてください。
- ▼**屋根の雪、氷、つらら**は気温の上昇や降雨のあった時には特に落ちやすくなっていますので、早めに取り除くようにしてください。雪下ろしなどをする場合は歩行者などに危険のないよう十分に注意してください。
- ▼**屋根から大量の雪**が落ちた時には、すぐに事故がないかどうか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように処理してください。
- ▼**敷地内の雪**を道路に出すと、歩行者などの迷惑となりますので、出さないようにしてください。
- ▼**気温が高くなると**歩道に屋根の雪やつららが落ち、歩行者に危険を及ぼす恐れがありますので、次のことに注意してください。
  - ・屋根の軒下の通行はできるだけ避け、通行するときは十分注意してください。
  - ・小さなお子さんは歩道で遊ばないようにしてください。
- ▼**ビルの壁、窓枠、突出看板などからの落氷雪**は少量でも危険ですので、付着した雪や氷を取り除くようにしてください。

北海道開発局網走開発建設部 オホーツク総合振興局網走建設部

令和3年3月までに

## マイナンバーカードを申請すると、マイナポイントがもらえる！



令和3年3月までに、マイナンバーカード、の申請を行った人を対象に、マイナポイント、をもらうことができます。

カード取得後、マイナポイントの申込みを行い、令和3年9月までのチャージまたはお買い物でポイントが付与されます。※対象期間が延長されました。

マイナポイント、とは、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、そのサービスで使えるポイント（ご利用金額の25%分）がもらえる仕組みです。（おひとり5,000円分が上限）

## マイナンバーカード未申請の方へ交付申請書を送付

マイナンバーカードをお持ちでない方に、順次申請書が再送付されています。マイナポイントがもらえるこの機会にご申請ください。

マイナンバーカードは本人確認書類だけでなく、今後は医療機関や薬局などで健康保険証として利用できたり、各種オンライン申請ができるようになったりとデジタル化に向け便利になっていきます。

お問い合わせ先

役場町民生活課町民係

☎(62) 4472

## 選挙管理委員会からのお知らせ

防災拠点型複合庁舎建設にあたり、令和3年4月以降に投票が行われる選挙から、第1投票区の投票所を中央公民館から斜網地域中央管理所に変更を予定しています。詳細は、後日お知らせいたします。

お問い合わせ先

小清水町選挙管理委員会事務局

☎(62) 4470

## 2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけ！

利用するためには申込が必要です。利用申込はカンタン！今すぐ申込！

### スマホから

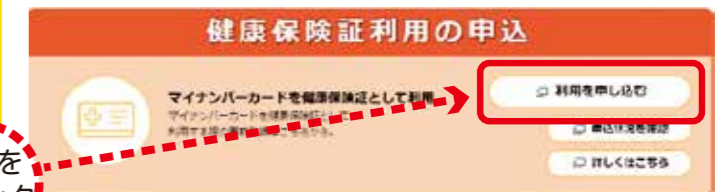
- QRコードを読み取る。
- 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする



- 利用規約等を確認して、「同意して次に進む」、「申し込む」を押す。
- マイナポータルAPの指示に従ってインストールする。
- 数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて読み取り開始ボタンを押す。

### パソコンから

- マイナポータルのトップページを開く
- 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする



- 利用規約等を確認して「同意して次へ進む」を押す。
- ICカードリーダーをパソコンに接続、マイナンバーカードをセットし「申し込む」を押す。
- 数字4桁の暗証番号を入力し、「OK」を押す。

### 役場窓口で

- スマホやパソコンから申込ができない方は、役場町民生活課町民係(窓口)で申込ができます。
- マイナンバーカードと数字4桁の暗証番号が必要です。

■マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関や薬局ではシステムの整備・導入が順次行われております。導入済の医療機関・薬局ではマイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できますが、導入されていない医療機関・薬局では引き続き健康保険証が必要です。受診の際は事前に確認をお願いいたします。

■保険証が変わった場合は、従来どおり異動届等の手続きが必要です。

お問い合わせ先

役場保健福祉課医療保険係 (62) 4473 町民生活課町民係 (62) 4472

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120 (95) 0178